<診断基準>

Definite を対象とする。

骨形成不全症の診断基準

A 症状

- 1. 骨脆弱性症状(易骨折性や進行性の骨変形など)
- 2. 成長障害
- 3. 青色強膜
- 4. 歯牙(象牙質)形成不全
- 5. 難聴
- 6. 家族歴あり
- 7. 小児期に骨折歴あり

B 検査所見(骨レントゲン)

- 1. 長管骨の変形を伴う骨折および変形
- 2. 変形を伴う細い長管骨および変形
- 3. 頭蓋骨の Wormian bone (頭蓋骨縫合線に沿ってみられる小さなモザイク状の骨)
- 4. 椎骨圧迫骨折
- 5. 骨密度低下

診断のための参考基準

脆弱性骨折、易骨折性:軽微な外力での骨折、2回以上の骨折歴

成長障害:-2SD 以下の低身長

歯牙形成不全:色調異常(光沢のない灰色の歯)、象牙質の損傷

難聴:30デシベル以上の低下(小さな声の会話が聞きとりにくい程度より重度)

骨密度低下: YAM 値または小児期の場合には同年齢の基準値の 80%未満

C鑑別診断

以下の疾患を鑑別する。

- •虐待児症候群
- •原発性骨粗鬆症
- ・低フォスファターゼ症
- •多骨性線維性骨異形成症
- •Ehlers Danlos 症候群

D 遺伝学的検査

1. COL1A1、COL1A2、IFITM5、SERPINF1、CRTAP、LEPRE1、PPIB、SERPINH1、FKBP10、SP7、BMP1、TMEN38B、WNT1 遺伝子の変異

<診断のカテゴリー>

Definite: Aのうち3項目以上+Bのうち3項目以上を満たしCの鑑別すべき疾患を除外し、Dを満たすもの。または、

Aのうち4項目以上+Bのうち4項目以上を満たし、Cの鑑別すべき疾患を除外したもの。

Probable: Aのうち3項目以上+Bのうち2項目以上を満たし、Cの鑑別すべき疾患を除外したもの。

Possible: Aのうち3項目以上+Bのうち2項目以上を満たしたもの。

<重症度分類>

Omodified Rankin Scale (mRS)、呼吸のそれぞれの評価スケールを用いて、いずれかが3以上を対象とする。

日本版modified Rankin Scale (mRS) 判定基準書

modified Rankin Scale

参考にすべき点

0_ まったく症候がない

自覚症状および他覚徴候がともにない状態である

症候はあっても明らかな障害はない:

自覚症状および他覚徴候はあるが、発症以前から行っていた仕

日常の勤めや活動は行える

事や活動に制限はない状態である

軽度の障害:

発症以前から行っていた仕事や活動に制限はあるが、日常生活

発症以前の活動がすべて行えるわけではないが、自分の身の は自立している状態である

回りのことは介助なしに行える

中等度の障害:

何らかの介助を必要とするが、歩行は介助なしに行える

買い物や公共交通機関を利用した外出などには介助を必要とす るが、通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなどには介助

を必要としない状態である

4 中等度から重度の障害:

歩行や身体的要求には介助が必要である

通常歩行、食事、身だしなみの維持、トイレなどには介助を必要

とするが、持続的な介護は必要としない状態である

5_ 重度の障害:

寝たきり、失禁状態、常に介護と見守りを必要とする

死亡

常に誰かの介助を必要とする状態である

日本脳卒中学会版

呼吸 (R)

- 0. 症候なし。
- 1. 肺活量の低下などの所見はあるが、社会生活・日常生活に支障ない。
- 2. 呼吸障害のために軽度の息切れなどの症状がある。
- 3. 呼吸症状が睡眠の妨げになる、あるいは着替えなどの日常生活動作で息切れが生じる。
- 4. 喀痰の吸引あるいは間欠的な換気補助装置使用が必要。
- 5. 気管切開あるいは継続的な換気補助装置使用が必要。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いず れの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確 認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続す ることが必要な者については、医療費助成の対象とする。